# 総量規制基準の概要

# ○総量規制基準

総量規制基準は、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質 改善を図るため、水質汚濁防止法の規定に基づき指定地域内 の一定規模以上の事業場に対し、濃度規制に加え、化学的酸素 要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量について1日あ たりの許容排出量について規制基準を定めるものです。

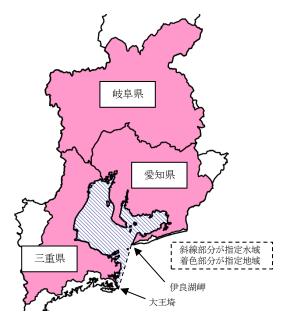
#### ※ 指定地域

指定水域(伊勢湾では、伊良湖岬から大王埼まで引いた線及 び陸岸により囲まれた海域)の水質の汚濁に関係のある地域 として政令で定められた地域を指します。

愛知県においては、天竜川水系である北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側を除き、ほぼ全域が指定地域となっています。

# ○総量規制基準が適用される事業場

指定地域内の特定事業場で、1日あたりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の事業場(指定地域内事業場)です。



# ○総量規制基準の算定式

COD: Lc=  $(C_{co}\times Q_{co}+C_{ci}\times Q_{ci}+C_{cj}\times Q_{cj})\times 10^{-3}$   $(kg/\exists)$ 

窒素:  $Ln = (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3}$  (kg/日)  $0 \times 10^{-3}$  (kg/日)  $0 \times 10^{-3}$  (kg/日)

Q:下表の時期区分別の特定排出水の量 (m³/日)

指定項目 時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30 までに設置された特定施設 の水量	Qco		
S55.7.1~H3.6.30 の間に特定施設の 設置・変更により増加した水量	Qci	Qno	Qpo
H3.7.1~H14.9.30 の間に特定施設の 設置・変更により増加した水量	Oci		
H14.10.1 以後に特定施設の設置・変 更により増加した水量	Qcj	Qni	Qpi

※ 政令改正による特定施設の追加指定により、新たに指定地域内事業場になった場合は、この区分と異なることがあります。

C:環境大臣が業種等の区分ごとに定める濃度の範囲内で知事が定める値(mg/L)(いわゆる「C値」)

指定項目	告示別表第3欄					
1日足快口	(1)	(2)	(3)			
COD(平成 29 年愛知県告示第 286 号)	Cco	Cci	Ccj			
窒素 (平成 29 年愛知県告示第 287 号(一部改正))	Cno	Cni				
りん (平成 29 年愛知県告示第 288 号(一部改正))	Сро	Срі				

# ○第9次総量規制基準について

「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」のため、県豊川浄化センター(豊橋市)及び県矢作川浄化センター(西尾市)の窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準について、期間を限定して緩和する一部改正を行いました(令和4年10月25日及び令和6年8月27日)。

上記2施設以外の指定地域内事業場については、第8次総量規制基準から変更はありません。

【参考】社会実験に伴う総量規制基準の一部改正内容 **〈対象施設〉** 豊川浄化センター(豊橋市) 矢作川浄化センター(西尾市)

<期間> 令和4年11月1日~令和5年3月31日 令和5年9月1日~令和6年3月31日 令和6年9月1日~令和7年3月31日 令和7年9月1日~令和8年3月31日 令和8年9月1日~令和9年3月31日 令和9年9月1日~令和10年3月31日

> ※ 令和6年8月27日の一部改正では、2年間実施した社会実験を継続するため、 令和9年度(下線の期間)まで、引き続き緩和することとしました。

### <総量規制基準のC値(単位:mg/L)>

## 窒素含有量

8	次	9	次	国のC値範囲			
Cno	Cni	Cno	Cni	(Cno、Cni とも)			
15	10	20	20 20		20		
13	10	<u>20</u>	<u>20</u>	下限	10		

# りん含有量

8	次	9	次	Ξ	のC値範囲	
Сро	Cpi	Сро	Cpi	(Cpo、Cpi とも)		
1	1	9	9	上限	2	
1	1	<u> </u>	<u> </u>	下限	1	

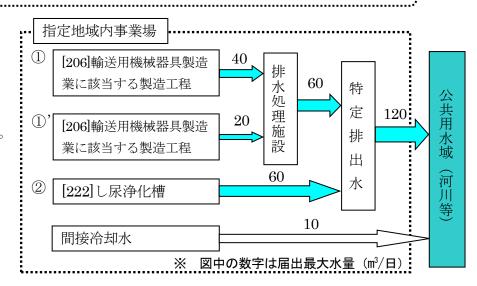
## ○総量規制基準の計算例

以下の特定施設がある事業場の総量規制基準の計算例

- ① [206]輸送用機械器具製造業に該当する製造工程(S60.4 設置:届出最大水量 40m<sup>3</sup>/日)
- ①'[206]輸送用機械器具製造業に該当する製造工程(H19.4 増設:届出最大水量 20m³/日)
- ② [222] し尿浄化槽(処理対象人員 201~500 人) (S60.4 設置:届出最大水量 60m<sup>3</sup>/日)

#### ※ポイント

- ・時期区分ごとの特定排出水の 量と、対応する C 値を掛け合 わせる。
- ・複数の業種等の区分がある場合 は、それぞれ計算して合算する。
- · 「10<sup>-3</sup>」のかけ忘れ、単位 に注意



時期区分別の特定排出水の量

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|}\hline \textcircled{1} & Qci \\ Qno \\ Qpo \end{array} = 40 & (m^3 \diagup \exists) & \textcircled{1}' \begin{pmatrix} Qcj \\ Qni \\ Qpi \end{pmatrix} = 20 & (m^3 \diagup \exists) & \textcircled{2} & Qci \\ Qno \\ Qpo \end{pmatrix} = 60 & (m^3 \diagup \exists)$$

### · C 値 (第8次)

- III () IV - > V)								
	項目	COD		窒素		りん		
業種その他の区分		Cco	Cci	Ccj	Cno	Cni	Сро	Cpi
206 輸送用機械器具製	造業	20	10	10	30	15	3	1
222 し尿浄化槽(201~	~500人)	50	50	40	40	30	4	3

#### ・ 算定式に代入

算定式に代入  
【COD】①①': 
$$(Qco \times Cco + Qci \times Cci + Qcj \times Ccj) \times 10^{-3}$$
  
 $(0 \times 20 + 40 \times 10 + 20 \times 10) \times 10^{-3} = 0.6$   
② :  $(Qco \times Cco + Qci \times Cci + Qcj \times Ccj) \times 10^{-3}$   
 $(0 \times 50 + 60 \times 50 + 0 \times 40) \times 10^{-3} = 3.0$   
  
A計  
3.6 (kg/日)

【窒素】①①': (Qno × Cno + Qni × Cni ) × 
$$10^{-3}$$
  
(40 × 30 + 20 × 15 ) ×  $10^{-3}$  =  $1.5$   
② : (Qno × Cno + Qni × Cni ) ×  $10^{-3}$   
(60 × 40 + 0 × 30 ) ×  $10^{-3}$  =  $2.4$   
【りん】①①': (Qpo × Cpo + Qpi × Cpi ) ×  $10^{-3}$   
(40 × 3 + 20 × 1 ) ×  $10^{-3}$  =  $0.14$   
② : (Qpo × Cpo + Qpi × Cpi ) ×  $10^{-3}$   
(60 × 4 + 0 × 3 ) ×  $10^{-3}$  =  $0.24$ 

# 【参考】第8次総量規制基準の適用

平成31年4月1日以降、特定施設の設置日に関わらず、全ての指定地域内事業場において、第8次総量削減計画策定時に設定した総量規制基準が適用されています。

### CODに係る総量規制基準の適用関係

	水量の		第8次総量規制基準の適用時期				
特定施設の設置日	区分	C値		H29.9.1 H (※1)			
S55. 6. 30以前	Qco	Ссо	第7次基準	<b>基適用期間</b>	第8次基準適用期間		
S55.7.1~H3.6.30に おける新増設分	Qci	Cci	第7次基準	<b>達適用期間</b>	第8次基準適用期間		
わりる利相区力							
H3.7.1~H29.8.31に おける新増設分				第7次基準適用期間	第8次基準適用期間		
わける利垣政力	Qcj	Ccj	•				
H29. 9. 1以降の 新増設分	w <sub>C</sub> J			•	第8次基準適用期間		

- (注) ●は特定施設の設置及び増設時期を示す。
- ※1 H29.9.1 は第8次総量規制基準の新増設分の適用開始日。
- ※2 H31.4.1 は第8次総量規制基準の既設分の適用開始日。

# 窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の適用関係

	水量の		第8次総量規制基準の適用時期				
特定施設の設置日	区分	C値	H29. (※		НЗ1. ( <b>※</b>		
H14. 9. 30以前	Qno, Qpo	Cno, Cpo	第7次基準	<b>進適用期間</b>	<b></b>	第8次基準適用期間	
H14.10.1~H29.8.31 における新増設分	Oni Oni	Cni, Cpi	•	第7次基準適用期間	<b>-</b>	第8次基準適用期間 ▶	
H29. 9. 1以降の 新増設分	Qni,Qpi	CIII, CPI		•	第8	次基準適用期間	

- (注) ●は特定施設の設置及び増設時期を示す。
- ※1 H29.9.1 は第8次総量規制基準の新増設分の適用開始日。
- ※2 H31.4.1 は第8次総量規制基準の既設分の適用開始日。